



クーデタ勢力の自己正統化論理 : 朴正熙政権と全斗煥政権の事例から

木村, 幹

(Citation)

国際協力論集, 31:35-61

(Issue Date)

2023-12-20

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100485836>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485836>



[論 説]

クーデタ勢力の自己正統化論理：朴正熙政権と全斗煥政権の事例から

木村 幹*

はじめに

私の大統領就任は状況の産物であり、時代の要請だった。私個人の視点から言えば私的な権力意志を成就したものではなく、運命が私に与えた選択だった。大統領になった後には、私は全力でその職務に取り組み、ただ無心に働いた。第5共和国を「権威主義政権時代」だったと決めつける人々は、「無心に」という私の言葉に首をかしげるだろう¹。

1948年に建国された大韓民国はこの文章が書かれている2023年で建国75年。このうち約半分に相当する38年間は、李承晩、朴正熙、そして全斗煥による長期政権の下に置かれていた。

そしてその長期政権の成立や継続の背後には幾度かのクーデタが存在した。1961年から79年までの18年間の長きに渡って韓国に君臨した朴正熙の政権は、その政権獲得を導いた1961年の軍事クーデタと、1972年の大統領自身による憲法秩序停止、つまりは「上からのクーデタ」である、「維新クーデタ」により生み出された。1980年から88年まで続いた全斗煥政権が、その成立の過程において、軍内部主導権確保の為の「粛軍クーデタ」と、政治的権力を握る為の「517クーデタ」の二つのクーデタにより成立した事もよく知られている。

そして当然の事ながら、この様なクーデタを経て成立した二つの政権は、その正統性に大きな弱点を持つ事となった。それを正統性

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授

に関わる研究の古典と言えるウェーバーの研究の枠組み²を使って言うなら、次の様になる。クーデタによる政権獲得は、当然先立って存在する憲法秩序に反するものであり、それ故にそれにより成立した政権は如何なる意味でも合法的正統性を持っていない。併せて、クーデタにより政権を獲得した勢力は、殆どの場合、少なくともその登場段階においては、それまでの政治過程における部外者であり、それはとりわけ軍人が政権を取る場合には顕著である。それ故、彼等は多くの場合、伝統的正統性をも有していない³。加えて言えば、政権を獲得する以前の朴正熙や全斗煥は、例えば、大きな戦争にて大きな殊勲を挙げた等の何かしらの卓越した実績や、類まれな演説の才能を持つ等の個人的才能を持つ事で、人々に広く知られた存在であった訳ではなく、それ故、その個人的カリスマ性に由来する正統性をも享受できなかった⁴。

しかし、その事は彼等が如何なる政権の正統化をも試みなかった事を意味しなかった⁵。そしてそこには理由が二つ存在した。第一は国際的配慮である。朴正熙、全斗煥両政権期の韓国は、依然として続く東西冷戦体制の下、その最前線の一つである朝鮮半島の南半に成立した貧しい分断国家であり、西側世界の盟主であるアメリカやその同盟国である隣国日本の支持無くして存立する事が難しい状況にあった。そして、自由民主主義体制である事を自負する西側主要国から支持を得る為には、そのクーデタやそれにより成立した新たな体制が何故に必要であるかを、自由民主主

義の枠組みで説明しなければならなかった。

第二は国内における支持の獲得である。第一の要件で述べた国際的配慮は結果として、アメリカ等によるこれらの政権に対する、早期、そして一定の範囲の民主主義体制への復帰を求める圧力を齎した。結果、朴正熙、全斗煥の体制は、どちらも何らかの形で早期の新たな体制への移行を迫られる事となり、そこにおいては一定の民主主義的な手続き、とりわけ全国的選挙の実施が要求された。だからこそ彼等は自らの政権維持の為にもその選挙—その在り様がどれだけ政権側に有利な形で設計されたものであったにせよ—に勝たねばならず、一定の国民の支持を得る必要が存在した。

それゆえに、彼等はクーデタ直後から、来るべき選挙に勝つ為の体制整備⁶と、クーデタとそれにより樹立された新たな体制の必要性を擁護する自己正統化論理を準備しなければならなかった。とはいえ、当然の事ながらそこには深刻なディレンマが存在した。彼等が政権を獲得する手段として利用した軍事クーデタは、自由民主主義体制の論理に正面から反するものだからに他ならない。つまり、彼等は自らの自由民主主義体制における正統性と、自らが起こしたクーデタの正統性を同時に説明しなければならないディレンマを負っていたのである。

そして、この様な朴正熙政権や全斗煥政権にとっての問題は、韓国という特定の国家や、そこにおける特定の政権を超えた、大きな普遍的な問題でもある。何故なら両政権が成立

した冷戦期は、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの各地で同様のクーデタが頻発し、軍事政権が数多く成立した時期だからであり、これらの政権は等しく、朴正熙政権や全斗煥政権と同様のディレンマを抱え込む事になったからである。そして、この様な状況は、冷戦体制が終焉に近づく時期になると大きく変化した。今度は、各国に数多く存在した軍事政権が次々と崩壊し、民主主義体制へと移行したからである。嘗てハンチントンが「民主化の第三の波⁷」と名付けた現象に他ならない。

勿論、この様な「民主化の第三の波」については、今日まで数多くの研究が存在し、また韓国の民主化の事例も、この「波」の主要な出来事の一つとして幾度も言及、分析されるに至っている。その全てを本稿の様な小稿で改めて検討し、新たな知見を得る事は容易ではない。

とはいえ、その事は先行研究がやり残した事が存在しない事を意味しない。その中の一つがハンチントンもまたその重要性を強調する、それまでの権威主義体制を支えてきた自己正統性論理の検討である。それは具体的にはどの様なものであり、またどの様な問題を抱えていたのか。そして、そこにはどんな要件が影響を与えたのか。更には、当初は機能していたかに見えた、彼等の自己正統化論理が機能しなくなった理由は何なのか。更にはそこにはどんな国際社会の変化が影響を与えていたのか。

そして、この問題を考える上で、韓国の二

つの権威主義政権の事例は一つの大きな役割をする事が可能である。何故なら、韓国においては朴正熙政権と全斗煥政権と言う二つの軍事クーデタにより成立した政権が存在し、その比較を通じて各々の時期、つまりは冷戦最盛期の1960年代初頭と冷戦末期に当たる1980年代初頭の権威主義体制が置かれた課題の違いを明らかにする事が出来るからである。

筆者はこの様な韓国における権威主義体制の自己正統化論理の構造について、朴正熙政権の事例を通じて詳細な分析を行った事がある⁸。そこで本稿では、この議論を前提とした上で、これに全斗煥政権の事例を新たに加える事で、冷戦期における軍事クーデタとそれにより成立した政権の正統化論理について改めて論じてみる事としたい。早速本題に入っていく事としよう⁹。

第1章 理論的考察

これまでの研究では、本稿が対象とする民主主義とクーデタを巡る問題はどの様に考えられてきたのだろうか。

最初に述べなければならないのは、これまでの多くの民主主義に関わる研究においては、民主主義体制の成立と崩壊の分析は数多く行われて来たものの、その「裏側」とも言える権威主義体制の在り方や試行錯誤には大きな光が当てられて来なかった事である。例えば、韓国においても、1987年の民主化における運動側の動きやそれに与えた影響につ

いては、これまで様々な分析が行われて来た¹⁰ものの、対する政権側の動きへの分析は限られたものに過ぎなかった¹¹。とりわけそこにおいては、政権側が如何に残忍な弾圧を行い、その法的・道義的責任がどうあるべきかについての研究こそ存在しても、当時の政権担当者が状況を如何に認識し、対処を行ったか、に関わる分析は多くない。

そして同じ事は、民主主義的体制が成立する過程、即ち、民主化の過程のみならず、権威主義体制への移行過程についても言う事が出来る。政治学における関心は、権威主義体制の成立、よりも寧ろ、民主主義がどうして時に自壊するのかに対して向けられて来たからである。

とはいえその事は、民主主義の崩壊後に誕生する権威主義体制が如何にして自らを正統化するかを巡る先行研究が存在しない事を意味しない。それを事例別に紹介すれば次のようになる。

この問題における古典的な研究¹²の事例は言うまでもなく、フランス第二帝政¹³やナチズム¹⁴に関わる研究である。周知の様にフランス第二帝政で皇帝の地位に就いたルイ・ナポレオンは、ナポレオン・ボナパルトの甥であるという伝統的正統性と、既存エリートへの対抗を基軸としたポピュリズム戦略により、新たな体制への移行を導いた。ナチスについては、その体制が民族を基盤にするナショナリズムと、マルクス主義に由来する階級意識の克服を念頭に置いた共同体主義を融合したイデオロギーによって支えられた

ものである事¹⁵が指摘されている。

とはいえ、これらの古典的な事例の研究の知見は、韓国のような第二次世界大戦後の冷戦期に、軍事クーデタを経て成立した権威主義体制の分析においては限界を有している。その理由は大きく分けて二つある。第一に、フランス第二帝政やナチズムの事例は、それまでに存在した民主主義体制の中で、一定の活動を行い、それなりの地歩を築いて来た勢力が権威主義体制を樹立した事例である。対して、第二次世界大戦後において、軍事クーデタを経て権威主義体制を成立させた勢力の多くは、先立つ民主主義体制における政治活動の経験を殆ど有さない存在であったからである。

第二は、国際環境の違いである。19世紀のフランスや20世紀のドイツの事例は、その移行過程における他国からの干渉が小さく、また、他国に大きく依存しない、いわば「大国」の事例である。これに対して既に韓国の事例で述べた様に、第二次世界大戦後に、軍事クーデタを経て成立した権威主義体制下にあった国の多くは、東西冷戦の下、米ソどちらかの超大国に多くを依存する状態にあり、彼等の意向を完全に無視する事は困難であった。

従って、20世紀後半の韓国のような、軍事クーデタを経て成立した、しかも大国に大きな影響を受ける状態にある権威主義体制における、正統化の試みを巡る分析については、その特殊要因を考慮に入れた研究が参照されるべきである。

この様な第二次世界大戦後に成立した権威主義体制の自己正統化論理に関わる包括的な研究は決して多くない。この点について、シンはクーデタ勢力の自己正統化論理を幅広く検討した結果、その試行錯誤を各種インフラストラクチャーの支配権を巡る物理的な「戦い battles」や、制度や資源配分を巡る「選択 election」の観点からではなく、各種勢力の「協力 coordination」を巡る問題として理解すべきだ、と主張する¹⁶。つまり、その自己正統化論理も、それにより各種勢力の協力を可能とする為のものだ、というのである。

シンがクーデタ勢力の自己正統化論理を巡る状況をそのアウトプットに注目して議論したのに対し、本稿と同じく、その試行錯誤をこれに影響を与える要素の観点から議論するのがグレワルとクレシである¹⁷。彼等によれば、クーデタにより成立した政権の指導者達は、「二つのディレンマ」を抱えている、という。即ち、第一は「彼等が政権を獲得しなければなかった理由」であり、第二は「彼等が政権を獲得に至った方法の是非」、である。そして、クーデタにより政権を獲得した指導者の正統化の負担は、この第二の部分が存在する事により、他の権威主義体制の指導者のそれよりも重いものとなる、とする。

彼等はこの理解を前提にして、この政権の自己正統化論理に影響を与え得る要素をも提示する。一つは先立つ体制の在り方であり、これを民主的なものと非民主的なものに分ける。そして、民主的な体制を排除して成立した政権は、そうでない場合より自己正統化論

理の負担が大きくなる、と議論する。もう一つは、大国の影響力であり、彼等はその具体的な事例をアメリカからの援助に求めている。つまり、アメリカからの援助に依存すればするほど、その圧力が大きくなり、政権はより民主主義の側に妥協的にならざるを得なくなる、とするのである。

また、グレワル等はこの民主主義の側に妥協的であったかを測る指標として、クーデタ後の政権が大規模な国政選挙を行うかを採用し、1950年から2010年までの成功したクーデタ185件を基に、これらの二つの要素と国政選挙実施の有無との間を数量的に分析する。進んで1983年のナイジェリアと2013年のエジプトを例にそのメカニズムの探求を行い、自らの論証を行っている。

とはいえ、グレワル等の研究にも限界はある。何故なら彼等は自らの理論的仮説を数量的に実証して見せる一方で、自らが選択した要素が、クーデタ勢力に具体的にどの様な影響を与え、その結果としてどの様な説明が行われるのかについての、実態を明らかにした訳ではないからである。

こうして先行研究を整理した時、本稿の役割が明確になる。即ち、本稿の目的はこれらの先行研究、とりわけグレワル等が注目する幾つかの要素が、どの様に機能しているかを、韓国における二つの権威主義政権の自己正統化論理の分析を通じて、具体的に明らかにするものであり、また、彼等が提示するメカニズムに影響を与えている要素が何であるかを、韓国における二つの権威主義政権の自

己正統化論理を巡る試行錯誤を通じて、明らかにする事である。

そして既に述べた様に韓国のケースが重要なのは、そこに朴正熙政権と全斗煥政権と言う二つの等しく軍事クーデタにより成立した軍事政権が存在する事である。当然の事ながら同じ国における複数の事例の比較においては、それが多くの条件を共有する結果として、両者の違いを齎した要因の判別をより容易に行う事ができる。

それではこの二つの政権の比較を行う際に予想される前提の条件の違いには、何が想定できるであろうか。第一は、クーデタ以前の体制の違いである。即ち、朴正熙政権が第二共和国体制下の民主主義的な政権の排除の上に成立したものであるのに対し、全斗煥政権は強い権威主義体制色を有していた朴正熙の樹立した維新体制の後に成立しているからである。だからこそ、その分析を通じて、グレワル等が注目する要素の一つである先立つ体制の違いが、政権の自己正統化論理にどのような違いを齎したのかを具体的に示す事ができる。

第二に、朴正熙政権と全斗煥政権は、共にアメリカからの援助や提携関係に多くを依存したという意味では、グレワル等が注目したもう一つのポイントにおいては基本的に大きな違いを有していない。しかしながら、両者の政権が成立した時期は19年も隔たっており、当然、同盟国であるアメリカの重要性も異なって表れてくる。だとすれば、この1960年代初頭と1980年代初頭の二つの事例

の比較を通じて、国際状況の違いが政権の自己正統化論理にどのような違いを齎したのかを示す事ができる筈である。

しかし、その為にはまずは具体的な状況を見ていく事が必要である。筆者は朴正熙政権の自己正統化論理については、過去に詳しく議論した事がある¹⁸。そこでまず、この筆者自身の過去の分析を振り返る形で、朴正熙政権の自己正統化論理の在り方についてまとめる事にしよう。

第2章 1961年クーデタの自己正統化論理

朴正熙政権は1961年5月16日、未明に開始された軍事クーデタにより成立した。その最も重要で基礎的な正統化論理は、直後に発表された「革命公約」に見る事ができる¹⁹。その内容は次の様になっている。

1. 反共体制の再整備
2. 国連憲章と国際協定の遵守および自由主義諸国との紐帯強化
3. 腐敗と不正の一掃による清新な社会の創造
4. 絶望と飢餓に苦しむ民衆の救済
5. 国土統一のため共産主義と対決し得る国家の建設
6. 革命事業の完遂後、清新な政治家への政権移譲²⁰

興味深いのは、この軍事クーデタ直後に発表された「公約」の六項目の大半がこれから

実現すべき目標に過ぎず、これらを以て何故に彼等が政権を獲得しなければならないのか、そして何故にクーデタにより政権を奪取しなければならなかったのかを示すものではない、という事である²¹。第一項目の反共体制の構築は、1948年の建国以来、大韓民国の国是の一つであり、第二項目の国連憲章の遵守も同じである。それ故、これらは彼等がクーデタを起こし、政権を奪取しなければならない理由にはならない。

第四項目の民衆救済と第五項目の国家建設においても、何故に彼等自身がそれを主導するに相応しい存在なのかは何も説明されていない。第六項目では革命後の民主化まで自ら約束しており、寧ろ自らの正統性の乏しさを自ら示す事になっている。

結局、この「革命公約」の中で、辛うじて彼等が政権を握る必要性に関わる内容が示されているのは、第三項目の内容、即ち、「腐敗と不正の一掃」だけである。つまり、旧体制が腐敗しており、これを除去する為にクーデタを起こさねばならなかった、というのである。そしてこの背景には、当時の韓国社会における独自の言説の存在があった。この点について説明すれば次の様になる。

朴正熙等による軍事クーデタに先立つ約1年前の1960年4月、韓国では大規模学生デモをきっかけに、建国から12年の長きに渡って大統領の座にあった李承晩を中心とする体制が崩壊した。これにより韓国の政治体制は、大統領を中心とする「第一共和国」体制から、議院内閣制を基盤とする「第二共和国」体制

へと移行した。しかし、この第二共和国体制においては、有力政治家達が派閥対立を繰り返して分裂する状況が続き、政治は混乱を極める事となった。この様な中、彼等は「旧政治家」という名のレッテルの下に批判され、その「腐敗と不正」がメディア等にて激しく批判される事となっていた。

しかしながら、より重要なのはその批判の矛先が単に「旧政治家」に向けられるに留まらなかった事であった。当時のメディア等の批判は、これらの「旧政治家」をして選挙にて選び出した、韓国の国民自体にも向けられたからである。例えば、当時の韓国において大きな影響力を誇った総合雑誌『思想界』に、1961年4月、つまり朴正熙等によるクーデタの1か月前に掲載されたある論説は次の様に述べている。

我々はその長い歴史を通じて、一貫して「黙従と順従」のみを強要され、全体的・家父長的全体主義社会に生きてきた。従って、民主主義の洗礼を受けて僅か十五年にしかならない我が民主主義は、この先の発展の為に、対内的そして対外的にも大変な難関を乗り越えなければならない状況に置かれている²²。

この点については、嘗て別稿にて詳しく議論した事もあり、同じ事を繰り返すのはやめて置く事にしよう。ともあれ本稿において重要なのは、朴正熙等クーデタ勢力が、自らのクーデタによる政権奪取を正統化する論理を、それまでの政権を構成して来た「旧政治

人」の「腐敗と不正」とそれを民主主義体制下において容認して来た国民の未成熟さに置いた事である。そして、彼等はこれにより、グレワル等の指摘するクーデタ後の権威主義政権が直面する「二つのディレンマ」を解決しようと試みた事になる。

グレワル等の枠組みに沿って説明すると、その説明は以下の様なものである。彼等は第一のディレンマである「彼等が政権を獲得しなければならなかった理由」について、旧政治人の「腐敗と不正」を基に説明した。つまり、これまでの体制において重要な地位を占めていた人々が「腐敗と不正」の中にあっただが故に、自らが代わるしかなかった、というのである²³。そして第二のディレンマである「彼等が政権を獲得するに至った方法の是非」も、この同じ論理の中で説明した。つまり、これらの旧政治人を選び出す国民が未成熟なのが根本的な問題であり、故に当面の間は民主主義的な手続きに拠る政治は不適切である。だから、軍事クーデタによりこれを強制的に中断する他はなかったのだ、とするのである。

だからこそ、クーデタ後の朴正熙等は未熟な国民を「改造」する為の、大規模な国民運動に乗り出す事になる。「再建国民運動」がそれである²⁴。そしてその上でこの「改造」により、国民が民主主義を自ら担う迄に成長し、この「再建国民運動」が終了する時点で、民主主義体制へと復帰する、という筋書きで自らによる軍事政権の一時的な存在意義をも説明した。

この様な朴正熙等による自らの軍事クーデ

タとそれにより成立した体制の正統化論理は、幾つかの特徴を有している。一つはそれが、自らが民主主義的な体制を停止させる事の説明を強く意識した論理構造になっている事であり、その点でグレワル等の指摘は、この事例でも一定以上の意味を有している事がわかる。他方、朴正熙等の論理は、自らの大国、即ち同盟国であるアメリカの存在についてはさほど大きく考慮したものになっているようには、思えない。この点はこの時点の韓国が、朝鮮戦争休戦から僅か8年しかたっていない、冷戦下の最前線に置かれた貧しい分断国家である事を考えれば奇妙に見える。

しかしながら、これが、必ずしも彼等が国際社会の存在を軽視していた事を示すものではない事は、「公約」の第二項にわざわざ「国連憲章と国際協定の遵守および自由主義諸国との紐帯強化」を明示している事からも明らかである。とはいえ同時に、この項目は単にアメリカや国際社会と協調する事を示すものに過ぎず、軍事クーデタとそれにより成立した政権を積極的に正統化するものとはなっていない。

朴正熙等の自己正統化論理においても一つ特徴的なのは、彼等が「北朝鮮の脅威」を自らが政権を獲得する積極的な理由として置いていない事である。即ち、彼等は「公約」の第一項において「反共体制の再整備」を謳う一方で、これを自らによる軍事クーデタやそれにより樹立された政権の存在を正統化する積極的な理由として採用していない。これも韓国が朝鮮戦争休戦から僅か8年を経てい

ない状況にあった事、そして依然として北朝鮮の脅威が彼等の現実であった事を考えれば奇妙に見える。

それでは我々はこの様な 1961 年クーデタ直後の朴正熙政権の自己正統化論理をどの様に考えればいいのか。明らかな事は、彼等がその自己正統化論理を自らが一時的に政権を担う為の論理としてのみ準備した事である。だからこそ、彼等はクーデタ直後に最初に自らが出した「革命公約」で、早期の民主化を早々に約束せねばならなくなった。

そしてその様な限定的な自己正統化論理の背景に、自由民主主義陣営の盟主の座を自認する同盟国アメリカへの配慮を読み解く事は容易である。つまり、グレワル等の枠組みを借りて説明するなら、大国に対する配慮は、自己正統化論理の内部にはではなく、その論理の外側、つまりは前提条件として重要だった、という事になる。

それでは同様の要素は、同じく朴正熙等が行った「上からのクーデタ」である、1972 年の「維新革命」、或いは維新クーデタの際にはどの様な形で現れたのだろうか。次にこの点について見てみる事としよう。

第3章 維新クーデタの正統化論理

1972 年に朴正熙等が実施した維新クーデタは、先に述べた軍事クーデタを展開した勢力の自己正統化論理に関わる研究において、特異な地位を占めている。重要なのは、このクーデタが、それまで存在した相対的に民主

主義的な政治体制²⁵を停止されるものでもあっても、政権を担う勢力を交代させるものではなかった事である。

その事はこの事例が、グレワル等が想定していなかったであろう事例が、存在する事を意味している。即ち、グレワル等は軍事クーデタ後の政権の行方を分ける要素として先立つ体制が民主主義的であったか否かを選択しているが、その前提には軍事クーデタは基本的に、政権を担う勢力を交代させるものだ、という認識が存在する。しかしながら現実のクーデタには、この維新クーデタに典型的に見られる様に、物理的暴力を用いた憲法体制の変革ではあっても、支配勢力の交代を伴わないものも数多く存在したからである²⁶。

そしてこの様な「上からのクーデタ」は、韓国の朴正熙政権が存在した、冷戦期の発展途上国においては、頻繁に行われた。つまりは、当初は曲がりなりにも民主主義的な手続きによって選ばれた勢力が、その後の政権への支持の低迷にも拘わらず自らの長期政権下を目論んだ結果、遂には物理的強制力を動員して、それまでの憲法体制を停止、或いは変容させる事例である²⁷。

では、「上からのクーデタ」における政権勢力による自己正統化の試みには、どの様な特徴が存在するのだろうか。明らかなのは、彼等がそれを先立つ勢力や制度の問題によって説明する事が不可能だった、という事である。そしてこのディレンマは先立つ体制の民主主義的性格が強ければ強いほど、政権勢力にとって大きな制約として表れる。僅差の勝

利であったにせよ、「政権に就くべき存在」である自らが、これまで一定以上の国民の支持を得て選ばれて来たのであれば、例えば朴正熙政権自身が1961年クーデタで行った様に、その国民の問題や未成熟さを指摘すれば、それは即ち国民により選択されて来た自らの政治勢力としての、正統性を損なってしまうからである。

クーデタ前後の政権勢力の連続性は、同時に政策の誤りやその結果として国内の混乱により、非常事態の樹立を宣言する事をも不可能とさせる。何故ならその場合、誤ったのは自らであり、混乱を齎したのも自らだ、という結論になるからである。

だとすれば、この様な状況において、非常手段により従来の体制を停止するには、論理的に二つの方法しかない。一つは、これまでの政権の誤った政治が一部の誤った人々により導かれたものであり、故にその一部の人々を排除する為にやむを得ず、非常手段に訴えたという説明である。つまり、連続性を否定するのである。しかしながらこの場合、政治勢力の本体には問題がなく、また一部の誤った人々の排除により事態は解決される筈であるから、排除が終了すれば、当然、元の体制に戻るべき事になる。併せて、その様な誤った人々を起用し、権限を与えて来た政権勢力の問題も問われる事になり、その正統性も相当程度損なわれざるを得ない。

だからこそ、「上からのクーデタ」を敢行する勢力の多くは、第二の方法を選択する。つまりは、自らの体制の外部にある要因を以

て、自らのクーデタと新たなる体制の創出を正統化するのである。何故なら、自らも自らを選出した国民にも誤りはないのなら、問題は国外或いは、国内にあっても体制外にある何かしらの勢力の存在によって説明される他ないからである。そしてこの様な場合に用いられた、典型的な外部要因は、冷戦期における「反共体制」の多くが依拠した「共産主義の脅威」であったろう。我々はその典型的な事例を、例えば1972年のフィリピンの戒厳令宣布²⁸や、1953年のイランにおける国王モハンマド・レザー・パフラヴィーによるモザデク政権排除²⁹に見出す事が出来る。

とはいえ、朴正熙政権には更に大きな問題があった。それは彼等自身が1971年以来、「反共主義」政権の仇敵である筈の北朝鮮との接触を試みており、その試みはクーデタから僅か3か月前の1972年7月には「南北共同声明」の発表となって表れていた事である³⁰。東西冷戦の最前線の一つに位置する、分断国家として成立した韓国において、この様な北朝鮮への接近はこれまでの政権においてはなかった事であった。

だからこそ、朴正熙政権は自らの「上からクーデタ」を正統化する論理として、「共産主義」の脅威に訴える事もできなかった。その結果、彼等が苦心の策として採用したのが、より大きな「国際情勢の変化」という説明だった。朴正熙は自らが発した「大統領特別宣言」において次の様に述べている。

現在、我々を取り巻く国際情勢は大きく変

化しています。

私は人類の平和と繁栄のために、緊張緩和の流れに積極的な姿勢で臨む事が重要であると以前から説明してきました。

しかし、緊張緩和の本質はまだ大国たちの別の問題解決方法に過ぎず、この地域では残念ながら緊張緩和はまだ定着していないと私は認識しています。

そのため、緊張緩和という名のもと、大国が第三国や中小国を生贖の羊にする事がある危険を私たちは警戒しなければなりません³¹。

朴正熙はこの様な認識の下、韓国の安全保障強化と統一の為に、北朝鮮との協議の必要性を強調する。進んで、自らによる「上からのクーデタ」の必要性について、次の様に説明する。

現在の憲法と各種の法令、そして体制は、東西が厳しい対立状況にあった冷戦期に作られたものであり、南北対話の様なものは全く予想もされていなかった時期に作られたものです。故に現在の様な局面に直面しては、適応できる新しい体制への一大革新が必要です。

国民の皆様！

今、一大革新の必然性を念頭に、我々を取り巻く政治的現実を直視すると、私は正常な方法ではこのような革新は絶対に実現できないと判断しました。

正常な方法で革新を試みても、寧ろ混乱が

激しくなるだけであり、南北対話を後押しし、変動する周囲の情勢に対応していく為には何の助けにもならないと信じたからです³²。

明らかなのは、この宣言が、激変する国際情勢においては、当時の韓国の相対的に民主主義的であった政治体制は改められなければならない、とする認識を示している事である。それならそれは彼等、当時の政権勢力による民主主義的な体制の全面的な否定なのだろうか。朴正熙は言葉を続ける。

我々は自由民主主義制度よりも優れた制度を未だ有するに至っていません。そしてどんなに優れた制度であっても、それを守る力がない場合には、民主主義体制ほど脆弱な体制もありません。

私は現在、我々の民主主義体制を守りながら、それをより発展させる力を養い、その力を基盤にして南北対話をしっかりと支持し、平和統一と繁栄の基盤を築くためにこの改革を行わなければなりません。

祖国の統一と繁栄を願う心で、我々国民全員が一丸となり、この非常措置を支持すると信じています。また、私は先に述べた改革が、約束した期間内にすべて順調に完了すると信じています³³。

こうして朴正熙は「上からのクーデタ」を正統化する為の演説を終える。結局、彼が説明できたのは、激変する国際情勢の下では従来の自由民主主義体制には問題がある事であ

り、それ故それが一時的に停止されなければならない事であった。

そしてその事は、この維新クーデタにおいても、朴正熙が1961年クーデタ時と同じく、このクーデタにより作られる体制が、飽くまで一時的なものであり、永続されるものではない、とする説明を以てその正統化を試みた事を意味している。

とはいえ、この様な「上からのクーデタ」の為の自己正統化論理には大きな限界があった。1961年のクーデタにおいて彼等が正統化理由として選択した「旧政治人」の問題や、国民の政治的未熟さは、一定の範囲にせよ、彼等が自ら上からの運動を起こして、「改造」する事が可能なものとして位置付けられていた。しかし、1972年において彼等が自らの行為を正統化する理由として選択した国際情勢の激変は、韓国の様な「中小国」によってではなく、大国の動きにより規定されるものとして位置付けられており、それ故、彼等自身の行動によって統制し得るものではなかったからである。

こうして彼等は深刻なディレンマに直面する。冷戦体制下において「自由民主主義」陣営に属する彼等には、自由民主主義そのものを否定する事はできず、故に彼等は最終的にはその体制に復帰する事を約束せざるを得なかった。しかしながら、彼等がその体制を一時的にせよ停止せざるを得なかった根本的な理由が、自らが望む長期政権を維持するに足る、十分な国民の支持が存在しない事にあり、それは彼等が実施した「上からのクーデ

タ」と新たな体制の樹立によっては得られなかった³⁴。寧ろ、彼等の民主主義的な正統性は再度のクーデタにより更に大きく損なわれており、公正な選挙における勝利とそれによる長期政権の樹立は更に困難なものへとなっていった。

結果、世界がデタントの名の下、緊張緩和へと向かう中、朴正熙政権は一時的なものであった筈の体制にしがみつくと、出口のない状況へと追い込まれて行く事になる。そして、それは「上からのクーデタ」とその結果として樹立された体制の存在を正統化する事が、如何に難しいかを示していた。

それでは、この様な問題を、朴正熙政権により樹立された維新体制を引き継ぐ形で成立した全斗煥政権は、どの様に解決しようと試みたのだろうか。次にその点について見る事としよう。

第4章 肅軍クーデタの正統化論理

全斗煥政権が樹立に至るまでの過程には幾つかの特徴がある。第一の特徴はその過程において複数のクーデタが存在した事である。即ち、1979年12月における軍内の主導権を得る為の「肅軍クーデタ」と、1980年5月に行われた非常戒厳令を全国に拡大させ、政治活動禁止等を発表した「517クーデタ」がそれである³⁵。

第二の特徴はこの体制が少なくとも形式的には、先立つ体制の否定の上に成立していない事である。即ち、朴正熙政権は1961年と

1972年の二回のクーデタにより、それまで存在していた憲法秩序を否定し、その手続きに拠らずして、新たな体制を樹立した。従ってそこには明確な法的断絶が存在し、それ故、深刻な正統性の毀損が招来された。

しかし、全斗煥政権の成立過程はそれが政治活動の禁止等、度重なる非常措置に支えられた一方で、その手続きは少なくとも形式的には、全てそれまでの体制の枠内で行われた。例えば、1962年と1972年、朴正熙政権により行われた憲法改正は、先立つ憲法秩序の手続きを無視して行われた。しかし、1980年における憲法改正は先立つ維新憲法により定められた手続きの下、行われた。更に言えば、1980年における全斗煥の最初の大統領選出も、同じ維新憲法に定められた手続きによるものだった。

第三の特徴は、新政権の中心となった勢力と旧体制を支えた勢力の断絶性が不明確な事である。周知の様に、全斗煥等、所謂「新軍部」と呼ばれた人々は、朴正熙政権下において、大統領である朴正熙自身の後援を受けて台頭した。その体制移行の過程においても、金鍾泌や李厚洛といった政治家の多くが追放された一方で、朴正熙政権の実務を担い、長官等を歴任した官僚達の殆どは新たな政権においても、引き続き重要な役割を果たしている³⁶。

こうして見ると、全斗煥政権もまた、その自己正統化において、維新クーデタ時の朴正熙政権と同様の問題を抱えている筈である事がわかる。一つ目に彼等は前政権との連続性

を有しているが故に、前政権の腐敗等を理由に自らによる新たな体制の樹立を積極的に説明できない。二つ目に政権獲得の過程において、旧体制の制度を利用しており、それ故にその制度の不適切さと、新たな体制の優越性を旧制度の問題を以て説明できない。

それでは、全斗煥等はこの困難をどの様にして解決しようとしたのだろうか。この点についてこの政権においては、大統領に就任する全斗煥をはじめとする多くの人々の証言が残されており、これにより我々は彼等が事態をどの様にして正統化しようとしたかを詳細に知る事ができる³⁷。そこでここからは彼ら自身の「弁明」を通じて、その自己正統化論理を詳細に見てみる事にしよう。

まずは彼等が大きく政権に近づく契機となった肅軍クーデタの説明である。この事件について全斗煥は次の様に述べている。

12.12[肅軍クーデタ(以下、[]内は筆者)]は、朴正熙大統領の暗殺事件を捜査する過程における、鄭昇和陸軍参謀総長の事件に関連する容疑を明らかにする為の合同捜査本部による合法的且つ正当な任務遂行でした。にも拘わらず、12.12は常に軍事反乱であると一方的に決めつけられて来ました。階級秩序と上命下服が生命の軍隊で、陸軍少将[の全斗煥]が上位の陸軍中将[の鄭昇和]を逮捕した事により、軍事反乱だったのではないかと言われているのです。

金泳三政権時に憲法遡及が適用して行われた5.18特別法による検察捜査と裁判では、

12.12は軍事クーデタであり有罪であった、と断じられました。クーデタが政治学でどのように定義されているかは、私は知りませんが、常識的に言えば「軍隊等の武力を動員して政権を追放し、権力を掌握する事」だと理解しています。この定義に照らして、金載圭が鄭昇和と手を組もうとした事、それこそが正に典型的なクーデタだったと私は思います。金載圭は大胆にも、朴大統領を自らの手で排除した後、戒厳司令官となる鄭昇和参謀総長と協力して権力を掌握しようとしたのですから³⁸。

肅軍クーデタは、朴正熙殺害事件により発せられた戒厳令により、陸軍参謀総長としての軍に対する指揮権と併せて、法令により上位の指揮権を持つ大統領と国防部長官を除く何者にも掣肘されずに、行政、司法の全てを統制可能な巨大な権限を有する戒厳司令官として絶大な権力を有していた鄭昇和を、朴正熙殺害事件の捜査を任せられた合同捜査本部長の地位にあった全斗煥が、殺害事件への関与を理由に逮捕、拘禁し、軍から排除した事件である。この過程では、鄭昇和側に付く軍内の勢力と、全斗煥を支持する勢力の間での軍事衝突も起こっており、結果、全斗煥支持側の軍隊が鄭昇和側の軍隊を制圧、勝利を収める事になっている³⁹。

鄭昇和を排除した全斗煥はこの事件以後、軍を実質的に支配する事となり、その支配力を以て1980年5月の次のクーデタへと繋げた、と理解するのが通常である。つまり、全

斗煥の政権獲得過程には、軍における実権を掌握する過程と、政権自体を掌握する過程の二つがあり、前者の過程で勃発したのが「肅軍クーデタ」、そして後者において勃発したのが本稿でいう「517クーデタ」という事になる。

しかしながら、全斗煥自身も述懐するように、それは今日、更には民主化後の韓国における理解であり、これらにより政権を獲得した全斗煥等は全く異なる説明を有していた。そのストーリーの全体像は次の様なものである⁴⁰。

朴正熙殺害事件の合同捜査本部を率いる全斗煥は、その捜査の過程で参謀総長であった鄭昇和が、朴正熙を殺害した中央情報部長、金載圭の招待により、殺害事件現場である中央情報部の施設の一角にいた事を知った。この事は事件への鄭昇和の関与を疑わせるに十分であり、当然捜査の対象となる事となった。そして合同捜査本部は遂に鄭昇和を逮捕して、直接取り調べを敢行する事を決定した。

しかし、戒厳令下の韓国において、戒厳司令官を兼任する鄭昇和の権力は絶大であり、慎重を期する必要があった。全斗煥が行ったのは二つの事であった。第一にこの逮捕において大統領である崔圭夏の裁可を求める事だった。全斗煥によれば、彼が率いる合同捜査本部は、この事件の捜査において全権を有する機関であり、本来なら大統領による裁可は不必要である。しかし、鄭昇和が逮捕に抗い、抵抗した時に備えて、「念の為」にその公式な裁可をも得ようとした、という説明で

ある。

二つ目も、同じく鄭昇和が抵抗した場合に備えての措置である。鄭昇和は軍において巨大な権限を有しており、彼の個人的な影響下にある軍幹部も数多い。彼等は軍事力を用いて抵抗する可能性があり、故に合同捜査本部の側もこれに備える必要がある。だからこそ、全斗煥は事前に信頼できる一部の軍将校にこれを相談し、逮捕決行の当日には、鄭昇和の妨害工作により分断されないように、一か所に集結して待機した。

しかしながら、ここで計算外の事故が起こった、と全斗煥は説明する。一つは、大統領が裁可を行う際に戒厳司令官の管理に当たる国防長官の副書を求めたものの、その国防長官が鄭昇和逮捕の際にパニックを起こし、行方不明になり⁴¹、結果として裁可が大きく遅れた事である。

そして全斗煥等が崔圭夏の裁可を待つ間に、二つ目の事故が起こる。首都警備司令官の張泰玩や陸軍參謀次長の尹誠敏が鄭昇和の逮捕に反対して、軍を動員して抵抗したからである。とりわけ張泰玩は、当日酒席で深酒をして理性を失っており、全斗煥等が集結していた第30警備隊への攻撃を命令するに至った、と全斗煥は主張する。しかしながら一全斗煥は言う。合同捜査本部による正当な捜査に対する妨害は「反乱」であり、だからこそ彼はやむを得ずこれを自らに近い将校等の協力を得て鎮圧したのだ、と。

この全斗煥によるクーデタの自己正統化論理の特徴は、彼が正面からこの事件がクーデ

タである事、そのものを否定している事である。つまり、全ては当時の憲法秩序における合法的行為であり、そこに法的瑕疵は存在しない、と言うのである。故にその行為に正統性があるのは当然である、という論理である。

そして、彼は同じ論理を、二つ目のクーデタである「517クーデタ」でも展開する。次にその点について見てみる事にしよう。

第5章 517クーデタ

肅軍クーデタは全斗煥等が軍内における主導権を握る為に起こしたものであり、故にこの時点では彼等は政府そのものの主導権を公式に得た訳ではない。彼等が政権を握る為には、ここからもう一つのステップが必要であった。それが1980年5月17日における、戒厳令の全国への拡大に連動した政治活動の禁止や一部政治家等の逮捕、つまり本稿でいう「517クーデタ」と、更にはその翌日の5月18日から7日間に渡って展開された光州事件へと繋がる一連の出来事となって表れる。

それではそもそもこれらの出来事とはどのようなものだったのだろうか。まず「517クーデタ」の内容について簡単に見てみよう。その主たる内容はこの日の24時に発表された「戒厳布告第10号」に示されている。

1. 1979年10月27日に宣言した非常戒厳が戒厳法第8条規定により1980年5月17日24時を期してその施行地域を大韓

民国全地域に変更した事により、現在発効中の布告を次のように変更する。

2. 国家の安全保障と公共の安寧秩序を維持する為、以下の措置を取る。

あ. 全ての政治活動を中止し、政治目的の屋内・屋外集会及びデモを一切禁じる。政治活動目的でない屋内・屋外集会は申告をしなければならない。但し、冠婚葬祭と儀礼的な非政治的純粋宗教行事の場合は例外とするものの、その場合も政治的発言は一切許されない。

い. マスコミの出版報道及び放送は事前検閲を受けなければならない。

う. 各大学（短大を含む）は当分休校措置する。

え. 正当な理由のない職場離脱や怠業及びストライキ行為を一切禁じる。

お. デマの捏造及び流布を禁じる。デマでなくても以下の行為は一切許容しない。

①前・現職国家元首を冒瀆誹謗する行為

②北傀と同じ主張及び用語の使用

③公共集会での目的以外の扇動的発言及び秩序を乱す行為

か. 国民の日常生活と正常な経済活動の自由は保障する。

き. 外国人の出入国と国内旅行など活動の自由は最大限保障する。

尚、本布告に違反した者は令状なしで逮捕・拘禁・搜索し厳重処断する事とする⁴²。

全斗煥等は大統領である崔圭夏に対して、

これに加えて三つの事を要求した⁴³。即ち、一つは国会の解散であり、この提案は崔圭夏により却下されている。二つ目は、「社会不安」を齎している事態の背後にいる人々と、自らの権力を利用して不正に蓄財した者に対する捜査であり、この提案は崔圭夏により一部の人々を対象から除外した上で、認められる事になっている。三つ目は、非常事態において国会に代わって立法行為等を行う事を念頭に置いた、大統領諮問補佐機構の設置である。全斗煥はこれを戒厳令下における大統領により設置する事を求めたが、崔圭夏はその法的根拠を従来の法秩序の中に求める様に要求し、全斗煥はこれを受け入れる事になっている。

重要な事はこれにより「国家の安全保障と公共の安寧秩序の維持」を名目として、一切の政治的、社会的運動が禁じられたのみならず、戒厳司令官に言論空間を統制する権限もが与えられた事、そしてこれまでの学生運動や労働組合運動、更には政治活動において主要な役割を果たしてきた人々の「逮捕・拘禁・搜索」が「令状なし」で無制限に行われる様になった事である。戒厳令下において、このような統制に当たる主体は当然軍隊であり、結果、先の「肅軍クーデタ」により軍内部の支配権を獲得した全斗煥は、大きな政治的支配力を獲得した。

それでは全斗煥等はこの「517クーデタ」をどの様にして、正統化しようとしたのだろうか。全斗煥は次の様に述懐する。

韓国への侵略という内容の諜報を受け取った私は、学生達の抗議行動が流血事件を引き起こし、野党勢力が最後通牒を政権に突きつける状況に至り、この極端な社会不安が北朝鮮の誤った判断を引き起こす可能性があると考えました。また、中央情報部長署理と保安司令官を務める立場から、国家危機を收拾する為、自ら積極的な役割を果たさなければならぬという責任感を再確認せざるを得ませんでした。日本を通じて入手した諜報は、韓国への侵略を決定した北朝鮮が、とりわけ大学での紛争を「導火線」として利用するという内容のものであり、北朝鮮による挑発と大学での紛争はもはや切り離せない関係になっていました。だからこそ私は5月10日に合同捜査本部の権正達情報長を呼び、彼に北朝鮮による工作の対象となっている大学での紛争を根絶する為の具体的且つ実効性のある方法を緊急に準備して報告するよう指示をしました。それが危機を乗り越えるための「最善の方法」だ、と強調した事を覚えていません⁴⁴。

全斗煥が5月17日の一連の措置に至るまでの説明が、二つの要素から出来ている事がわかる。一つは大学生や労働組合によるデモの頻発であり、それによる「社会不安」である。つまり、「社会不安」が極限まで拡大し、警察が対応できる範囲を超えつつあるから、軍が直接治安維持の為に出動できる戒厳令を全国に広げなければならない、というのである。

とはいえ当然の事ながらそれだけでは、政治活動の禁止や令状なしの逮捕・拘禁・搜索等を正統化する事はできない。そしてこれらの措置の正統性を上書きするものとして、全斗煥は北朝鮮の脅威を二つ目の要素として持ち出す事になる。つまり、現在の「社会不安」は単なる国内問題ではなく、それを利用して北朝鮮が韓国への侵略を目論む極めて危険なものとなっている、という説明である。だからこそ、通常の憲法秩序下の手続きでこれに対処する事は不適切であり、不可能である、とするのである。

全斗煥は加えてこれが恣意的な判断ではない事を示す為に、裏書きする情報として「日本を通じて入手した諜報」を持ち出している。全斗煥によればこの「諜報」は、クーデタの7日前、「日本の内閣調査室」から齎されたものであり、そこには日本が中国にて入手した情報が記されていた、という⁴⁵。

とはいえ、全斗煥が自らの行為を正統化する論理はこれだけではなかった。例えば、この時の決定により設置される事となった大統領諮問補佐機構、国家保衛委員会（以下、国保委、と表記）の設置について、彼は次の様に証言している。

私のこの話を、国保委自体の設置は勿論、国保委が行った国政改革措置と関連した法的・政治的行為の責任を、崔大統領に押し付ける事を意図したものではないか、と誤解する人もいるかも知れません。しかし、私はそのような意図は全く持っていません。国保委

の改革措置の内容については別途言及する事としますが、私が全てを崔大統領に事前に報告し、その承認を得て行った、と証言するのは、それが崔大統領の行った国政行為に関わる手続きと過程のありのままの説明だからです。当時実権を握った「新軍部」が崔大統領の存在を無視し、勝手に権力を振るっていた、或いは手続きを無視して、勝手な行動を行った等、国保委に関する多くの誤解が恰も事実であるかのように流布されていますが、これらを否定する為に敢えて明らかにしたのです⁴⁶。

ここでの全斗煥の主張は明白である。即ち彼は、自らは当時の憲法秩序に従って行動したのみであり、何ら違法な行為は行っていない、というのである。そしてこの主張の背後には、もう一つの彼等の正統化理由が隠されている。つまり事態の責任は、当時の憲法秩序において責任を負うべき崔圭夏大統領をはじめとする人々にあるのであり、自らにはない、とするのである。

そして、このような論理は「517クーデタ」に引き続いて起こった光州事件の説明においてより明確になる。次にその彼等の説明を見してみる事にしよう。

第6章 光州事件とクーデタ正統化論理の「完結」

光州事件は、「517クーデタ」により反発する人々の運動を鎮圧する過程で起こった悲

劇であり、それ自身がクーデタである訳ではない。しかし、全斗煥等にとってはこの事件は、自らの政権獲得への過程や、その結果として樹立された政権の在り方を正統化する重要な存在としての地位を与えられていた。

それではまず全斗煥等はこの事件についての様な説明を行ったのだろうか。この点についての全斗煥の証言は、その回顧録の一部が内容に抗議する人々の提起した訴訟により、削除される事となっており、全てが明らかになっている訳ではない。しかしながら、その削除された内容が如何なるものであったかは、削除を決定した裁判所の判決⁴⁷内容等からある程度類推する事が可能である。以下、再びその回顧録の内容を、裁判所の判決やそれを巡るメディアの報道⁴⁸等で適宜補いながら、整理してみる事にしよう。

さて光州事件に対する全斗煥の説明で明らかなのは、彼がこの事件を北朝鮮による介入によるものであり、また、北朝鮮から派遣されていた人々がこれに参加した事件だ、と主張、或いは強く示唆している事である。

そしてその事は、全斗煥においては光州事件が、先の「517クーデタ」の自己正統化論理において非常事態を宣言する根拠の一つとされた北朝鮮による韓国への侵攻が、過剰な懸念ではなく、現実の脅威であった、という位置づけになっている事を示している。つまり、彼等にとって光州事件は、その存在そのものが、自らの一連の行為を正統化する「証拠」として位置付けられているのである。

だからこそ、彼等は光州事件を「暴動」「反

乱」]として位置づけ、その鎮圧行為を当然に正統なものであった、と説明する。しかしながら、全斗煥等の主張において興味深いのは、この上にもう一つの自己正統化理由が付け加わる事である。全斗煥は言う。

軍においては、指揮権に対する権限と責任は極めて厳格に決められています。だから正式な指揮組織に所属しない者が作戦に干渉する事は考えられません。とりわけ訓練ではない、現実の作戦では、この点は更に厳格に守られます。武装した兵力の指揮は、人間の生命に直結する重要なものであり、時には敵を殺すか、或いは誤って自分が殺されるか、という状況で指揮をしなければなりません。この様な状況で責任を持ち指揮を行う時に、指揮系統に属さない他者からの干渉を受け入れる事は決してありません、何故なら軍における指揮権は、人間の生命そのものに等しいからです⁴⁹。

全斗煥によれば、当時の光州における事態の鎮圧の指揮系統は、戒厳司令官であり陸軍参謀総長である李煥性をトップとして、第二軍司令官の陳鐘塚、更には戦闘兵科教育司令官⁵⁰でありこの地域の戒厳部処長である尹興禎（事件中に蘇俊烈に交代）から、現地部隊である第31師団長の鄭雄、そして、全国から事件鎮圧の為に光州現地に派遣され、現地部隊の指揮下に置かれていた各空挺旅団⁵¹へと、降りるものであり、そこに軍内部における諜報機関の長である保安司令官に過ぎな

かった全斗煥が介入する余地は、制度的になかったとする⁵²。つまりは、この事件において軍の側に何かしらの責任を負うべき事由が存在したとしても、その責任はこれら、現実には軍の指揮を行った人々が取べきであり、全斗煥等に何の責任もない、というのである。

こうして見ると、全斗煥による自らの政権獲得に至るまでの道筋と、その過程における自己正統化論理の全体像が次の様になっている事がわかる。基調となっているのは、この時期、彼が行った全ての出来事は、当時の法秩序に則って行われたものであり、それ故、違法な点は存在しない、という事である。そして、正統な法的手続きに拠るものであった以上、それはクーデタではない、というのが彼等の基本的な立場である。

とはいえ、実際に取られた措置は時に過酷なものであり、その措置が取られた理由についても説明する必要がある、として全斗煥等は二つ目の予防線を張る。過酷な措置が必要だったのは、状況が過酷であったからであり、何よりもそこに北朝鮮からの深刻な脅威があったからだ、というのがその説明である。その意味で光州事件を巡る事態の展開は、彼のこの様な自己正統化理由を実証し、完結させるものとして位置づけられている。つまりは、光州事件があったから正統性がないのではなく、光州事件があったからこそ、自らの一連の行動の正統性は実証されたのだ、というのである。

加えて彼は、その様な過酷な措置に至った責任は自らには存在しない、とも付け加える。

「肅軍クーデタ」において衝突が起こったのは、鄭昇和や彼を支持する将軍等の理性を欠いた行動によるものであり、全斗煥等は受動的に対処を行ったに過ぎない、と主張する。光州事件については、そもそも自らに指揮権が存在せず、関与する余地は存在しなかったため、責任がある筈がない、という主張である。

本稿はクーデタを行った人々の自己正統化論理の構造について論じるものであり、全斗煥等の説明の妥当性については、別著で改めて議論する事にしよう。ともあれ重要な事は、この様な全斗煥の自らの政権獲得の過程や、その過程において生じたクーデタに対して、この様な三層の自己正統化論理を以て対している事である。

それでは我々はこれらの韓国の権威主義体制の自己正統化論理から、どの様な示唆を得る事ができるのだろうか。最後にこの点について触れて、本稿の筆を擱く事としたい。

むすびにかえて：冷戦末期の権威主義体制の 特殊性

朴正熙政権と全斗煥政権。連続する人脈に属する人々によって支配され、時にその類似性が強調される二つの政権であるが、彼等が自らの体制やその構築に至るまでに行った自己正統化理由は、大きく異なるものとなっていた。

この点における朴正熙政権の説明はシンプルなものであった。1961年クーデタと維新

クーデタという二つのクーデタにおいて、朴正熙政権は等しくそれがクーデタであり、先立つ憲法秩序との観点で一定以上の違法性を有する事を前提として議論を立てている。つまり、彼等はクーデタをクーデタと認めた上で、自らの正統性を論じている訳である。だからこそ、彼等はそれにより樹立された体制を、一時的な混乱状況を回避する為の一時的な措置としてしか説明できなかった。それは1961年クーデタにおいては、グレワル等の予測したように早期民政復帰への圧力となり、維新クーデタ以後の体制においては、一時的な措置を継続させる理由を説明する圧力となって機能した。

しかしながら、全斗煥政権の自己正統化論理は全く異なっていた。何故なら、彼等は自らが政権獲得に至るまでの過程における自らの行為の違法性自体を否定して見せたからである。そしてその説明はクーデタの説明にもそのまま応用された。つまり、全斗煥等の主張によれば、巷間クーデタと呼ばれる行為は、大統領や戒厳司令官といった正統な法的権限を持った人々の許可を得た正統な行為であり、クーデタではなく、それ故その説明が行われる必要すら存在しないのである。

そして全斗煥等がこの様な一見強引な自己正統化論理を採用できた理由は明らかであった。それは彼等が政権を獲得する以前に存在した体制が既に極めて権威主義的な性格を有しており、その中で大統領や戒厳司令官と言った特定の人々に巨大な権限が与えられていたからである。だからこそ、全斗煥等は時

にこれらの法的権限を有する人々の許諾を利用して、自らの行為の正統性を仮装する事が出来た事になる。

その事はつまり、先立つ権威主義体制の存在が、時にその権威主義的性格、とりわけ特定の人々の持つ権限の大きさ故に、次なる権威主義政権の誕生を大きく後押しする可能性がある事を意味している。

他方、朴正熙政権と全斗煥政権では、その自己正統化論理における大国への配慮も異なっていた。朴正熙政権がその「革命公約」にて、同盟国であるアメリカや国連を中心とする国際秩序への最大限の配慮を示さなければならず、併せて早期の民政移管をも約束せざるを得なかったのに対し、全斗煥政権はその圧力からより大きな自由度を有していた。彼等はその過程において、時に自らが主張する北朝鮮による韓国侵攻の危険性を否定するアメリカ政府と対立した⁵³。

全斗煥政権がこの様な一見すると無謀な行動をとる事が出来た理由の一つは、1980年代初頭の国際情勢で、彼等がアメリカ以外の大国にもまた依存する事の出来る状況が生まれていたからであった。そしてその典型的な事例は彼等が利用した、「日本の内閣調査室からの諜報」に表れていた。つまり、自らの見解がアメリカに否定されるなら、それをもう一つの大国である日本からの情報により補強すればいい、とする状況が、限定的であるにせよ韓国では生まれていたのである⁵⁴。

この事はグレワル等が主張するクーデタ後の体制の民主主義に対する姿勢を決める重要

な変数であるアメリカの依存度が、異なる大国の登場により相対化され得る事を意味している。つまり、重要なのは安全保障や経済においてどの程度大きな割合をアメリカに依存するかではなく、アメリカ以外に利用できる大国が存在するか否か、なのである。

先立つ体制における権力の集中と、国際社会における選択の余地。この様な要素は、当然、今日の、そして全く異なる種類の権威主義体制の在り方を考える上でも重要であろう。例えば、先立つ体制が冷戦期における東側、つまりは民主集中制を取っていた国々においては、その巨大な権限により体制移行が正統化された結果として、その後も巨大な権限を持つリーダーが出現したかもしれない。国際社会における多くの選択肢の存在は、正統性の欠如により自らを批判する特定の大國からの批判を交わす事を、容易化させる。例えば、我々は或いは同様の現象を、中国とロシアという二つの大国を背後に抱える北朝鮮に見出す事が出来るだろう。

しかしながら、この様な要素の存在は、飽くまで韓国における二つのクーデタにより成立した権威主義体制の事例において重要なものであり、それがどの程度普遍的なものであるかを明らかにする事は、本稿の様な特定の事例研究からは不可能である。本稿により得られた小さな知見が、更なる普遍的で大きな知見への発見へと繋がるなら、それこそ著者冥利に尽きるといふものである。

参考文献

日本語:

- ・石田勇治 編 (2020) 『ドイツ文化事典』丸善出版
- ・ウェーバー、マックス (1970) 『支配の諸類型 (経済と社会)』世良晃志郎訳、創文社
- ・金潤根 (1996) 『朴正熙軍事政権の誕生』彩流社
- ・巖相益 (1997) 『被告人閣下: 全斗煥・盧泰愚裁判傍聴記』金重明訳、文芸春秋
- ・木村幹 (2003) 『韓国における「権威主義的」体制の成立: 李承晩政権の崩壊まで』ミネルヴァ書房
- ・木村幹 (2008) 『民主化の韓国政治: 朴正熙と野党政治家たち 1961 ~ 1979』名古屋大学出版会
- ・木村幹 (2012) 「第5共和国の対民主化運動戦略: 全斗煥政権は何故敗れたか」、『国際協力論集』20 (1)
- ・木村幹 (2013) 「支配政党に見る朴正熙政権から全斗煥政権への連続と断絶」、『国際協力論集』20 (2/3)
- ・田野大輔 (2007) 『魅惑する帝国政治の美学化とナチズム』名古屋大学出版会
- ・野村啓介 (2002) 『フランス第二帝政の構造』九州大学出版会
- ・フロム、エーリック (1952) 『自由からの逃走』日高六郎訳、東京創元社
- ・マルクス、カール (2008) 『ルイ・ボナパルトのブリュメール 18 日』植村邦彦訳、平凡社
- ・リンドホルム、チャールズ (2021) 『カリスマ』森下伸也訳、ちくま学芸文庫
- ・尹景徹 (1986) 『分断後の韓国政治: 1945-1986』木鐸社

欧文:

- ・Baehr, Peter and Melvin Richter ed. (2004) *Dictatorship in History and Theory: Bonapartism, Caesarism, and Totalitarianism*, Cambridge University Press
- ・Brustein, William (1996) *The Logic of Evil: The Social Origins of the Nazi Party, 1925-1933*, Yale University Press
- ・Gasiorowski, Mark J. (1987) "The 1953 Coup D'état in Iran," *International Journal of Middle East Studies*, 19(3)
- ・Grewal, Sharan and Yasser Kureshi (2019) "How to Sell a Coup," *The Journal of Conflict Resolution*, 63(4)
- ・Huntington, Samuel P. (1991) *The Third Wave: Democratization in the Late 20th Century*, University of Oklahoma Press
- ・Im, Hyug Baeg (2020) *Democratization and Democracy in South Korea, 1960-Present*, Palgrave Macmillan

- ・Mobrand, Erik (2019) *Top-Down Democracy in South Korea*, University of Washington Press
- ・Oh, John Kie-Chiang (1999) *Korean Politics: The Quest for Democratization and Economic Development*, Cornell University Press
- ・Singh, Naunihal (2014) *Seizing Power: The Strategic Logic of Military Coups*, Johns Hopkins University Press
- ・Racelis, Mary (2023) *Martial Law in the Philippines: Lessons and Legacies, 1972-2022* Ateneo de Manila University Press

韓国語:

- ・강한 (2017) 「[관결] '전두환 회고록' 출판·배포 금지: 법원, 가처분 신청 인용」, 『법률신문』 2017년 8월 4일, <https://www.lawtimes.co.kr/news/120127> (最終確認 2023년 8월 4일)
- ・광주지방법원 제 23 민사부 (2017) 「광주지방법원 2018. 5. 14. 자 2017 카합 50489 결정 [출판및 배포금지가처분신청]」, <https://lbox.kr/case/광주지방법원/2017 카합 50489> (最終確認 2023년 8월 4일)
- ・김백유 (2014) 「제 3 공화국 헌정사」, 『法學研究』 (3)
- ・김백유 (2016) 「제 5 공화국 헌법의 성립 및 헌법발전」, 『일감법학』 34
- ・김성익 (1992) 『전두환 육성 증언』 조선일보사
- ・노태우 (2011) 『노태우 회고록』 상·하, 조선뉴스프레스
- ・박정희 (1972) 「10월 17일 대통령 특별선언」, 대통령기록관 『기록물 검색』, https://www.pa.go.kr/View/1A00614175003085_I.do (最終確認 2023년 8월 4일)
- ・李克燦 (1961) 「政治的無關心과 民主政治의 危機」, 『思想界』
- ・이희성 (1980) 「계엄포고령 제 10 호」, 『민주화운동기념사업회 『민주화운동기념사업회 사료관 오픈아카이브』, <https://archives.kdemo.or.kr/main> (最終確認 2023년 8월 3일)
- ・장도영 (1961) 「5·16 군사정변시 내세운 혁명공약」, 국사편찬위원회편 『교양우리역사 사료로 본 한국사』, <http://contents.history.go.kr/front/hm/main.do> (最終確認 2023년 8월 4일)
- ・재건국민운동본부편 (1961) 『국민운동』 1, 재건국민운동본부
- ・재건국민운동본부편 (1963) 『재건국민운동』 第 2 輯, 재건국민운동본부
- ・전두환 (2017) 『전두환 회고록』 1-3, 자작나무숲
- ・조갑제 (2005) 『제 5 공화국』 月刊朝鮮社
- ・편집국 (1999) 『5.18 수사기록 14 만 페이지의 증언: 월간조선 1999년 1월호 특별부록』 조선일보사

注

- 1 전두환『전두환 회고록』1 (자작나무숲, 2017年)、10 ページ。
- 2 マックス・ウェーバー『支配の諸類型 (経済と社会)』世良晃志郎訳 (創文社、1970年)。
- 3 尤もこれには、国王が臣下の排除を目的とした「上からのクエダ」を実施した場合など、例外がある事にも注意。例えば、1953年にイランで起こったクエダ等がその例である。Mark J. Gasiorowski, "The 1953 Coup D'état in Iran," *International Journal of Middle East Studies*, 19(3), 261-286、他。
- 4 カリスマの支配については、チャールズ・リンドホルム『カリスマ』森下伸也訳 (ちくま学芸文庫、2021年) を参照の事。また、木村幹『韓国における「権威主義的」体制の成立：李承晩政権の崩壊まで』(ミネルヴァ書房、2003年)、14-17 ページ。
- 5 これらの点について、筆者は朴正熙政権の試みについて、以下の著作で詳しく論じた事がある。木村幹『民主化の韓国政治：朴正熙と野党政治家たち 1961～1979』(名古屋大学出版会、2008年)。本稿における、朴正熙政権に関わる叙述は主としてこの研究に依拠している事に注意。
- 6 この点においても一つ重要なのは、新与党の母体となる政治勢力の整備である。この点における全斗煥政権の試みについては、木村幹「支配政党に見る朴正熙政権から全斗煥政権への連続と断絶」、『国際協力論集』20 (2/3)、2013年、を参照の事。
- 7 Samuel P. Huntington, *The Third Wave: Democratization in the Late 20th Century* (University of Oklahoma Press, 1991)。
- 8 前掲『民主化の韓国政治』。
- 9 当然の事ながら、本稿の目的は、権威主義政権の自己正統化論理について考察する事であり、それを支持する事ではない。極めて基礎的な事であるが確認しておきたい。
- 10 例えば、Hyug Baeg Im, *Democratization and Democracy in South Korea, 1960-Present*, (Palgrave Macmillan, 2020), John Kie-Chiang Oh, *Korean Politics: The Quest for Democratization and Economic Development* (Cornell University Press, 1999)、等。
- 11 例えば、김백유 「제 5 공화국 헌법의 성립 및 헌법발전」、『일감법학』34、2016年6月、Erik Moberand, *Top-Down Democracy in South Korea*, (University of Washington Press, 2019)、等。但しこれらの研究も各々の政権の自己正統化論理を詳しく分析したものではない。
- 12 その最も古典的な研究としては、カール・マルクス『ルイ・ボナパルトのブリュメール 18日』植村邦彦訳、(平凡社、2008年)、エーリック・フロム『自由からの逃走』日高六郎訳 (東京創元社、1952年) 等がある。
- 13 Peter Baehr and Melvin Richter ed., *Dictatorship in History and Theory: Bonapartism, Caesarism, and Totalitarianism* (Cambridge University Press, 2004)、野村啓介『フランス第二帝制の構造』(九州大学出版会、2002年)、等。
- 14 ナチズムについては膨大な先行研究があり、ここでは比較的近年の代表的著作を挙げるに留める。田野大輔『魅惑する帝国政治の美学化とナチズム』(名古屋大学出版会、2007年)、William Brustein, *The Logic of Evil: The Social Origins of the Nazi Party, 1925-1933* (Yale University Press, 1996)、他。
- 15 石田勇治「ヒトラーとナチズム」、石田勇治『ドイツ文化事典』(丸善出版、2020年)。
- 16 Naunihal Singh, *Seizing Power: The Strategic Logic of Military Coups* (Johns Hopkins University Press, 2014)。
- 17 Sharan Grewal and Yasser Kureshi, "How to Sell a Coup," *The Journal of Conflict Resolution*, 63 (4), 2019。
- 18 前掲『民主化の韓国政治』。
- 19 金潤根『朴正熙軍事政権の誕生』(彩流社、1996年)、55 ページ。
- 20 장도영 「5·16 군사 정변시 내세운 혁명 공약」、국사편찬위원회編『교양우리역사 자료로 본 한 국사』、<http://contents.history.go.kr/front/hm/main.do> (最終確認 2023年8月4日)。
- 21 この点についてのより詳しい分析は、前掲『民主化の韓国政治』を参照の事。
- 22李克燦「政治的無関心과 民主政治의 危機」、『思想界』1961年4月、67 ページ。
- 23 尤も、この論理においては旧政治人排除の必要については説明できても、何故に政権を担うのは彼等でなければならないか、は積極的に説明されていない。だからこそ、彼等はその後、それまでの韓国世論において「旧政治人」批判を展開して来た知識人を、積極的に自らの政権に迎え入れる事になる。前掲『民主化の韓国政治』の各所。
- 24 再建国民運動の内容については、以下を参照の事。재건국민운동본부編『國民運動 1』(재건국민운동본부、1961年)、同編『再建國民運動 第2輯』(재건국민운동본부、1963年)。また、『民主化の韓国政治』。
- 25 当初はむき出しの軍事政権として開始した朴正熙政権は、「革命公約」に約束した通り、1963年に民政移管を実現する。この結果樹立された第三共和国体制の性格については、김백유 「제 3 공화국 헌정사」、『法學研究』(3)、2014年、等を参照の事。
- 26 「上からのクエダ」についての、比較的詳細な分析は、前掲 Singh, *Seizing Power*、79 ページ

- 以下。
- 27 この一つの類型が当時の発展途上国の多くに見られた、独立運動において大きな役割を果たした「建国の父」を中心とする政権の権威主義体制化である。この点については、前掲『韓国における「権威主義的」体制の成立』を参照の事。
- 28 Mary Racelis, *Martial Law in the Philippines: Lessons and Legacies, 1972-2022* (Ateneo de Manila University Press, 2023)、他。
- 29 前掲“The 1953 Coup D'état in Iran”、他。
- 30 趙成浩『1970년대 박정희 정부의 통일정책 재조명』、『북한학보』47(1)、他。
- 31 박정희 [10월 17일 대통령 특별선언]、대통령기록관 [기록물 검색]、https://www.pa.go.kr/View/1A00614175003085_I.do (最終確認 2023年8月4日)。
- 32 同上。
- 33 同上。
- 34 前掲『民主化の韓国政治』。
- 35 本稿における全斗煥政権の試行錯誤についてのより詳細な内容は、以下で議論する予定である。木村幹『全斗煥(仮題)』(ミネルヴァ評伝選、近刊)。
- 36 尹景徹『分断後の韓国政治：1945-1986』(木鐸社、1986年)。
- 37 例えば、전두환 [전두환 회고록] 1-3 (자각나무숲, 2017年)、김성익, 『전두환 육성 증언』(조선일보사, 1992)、노태우 [노태우 회고록] 상·하 (조선뉴스프레스, 2011年)。また、全斗煥政権を巡る問題は、1987年の民主化以後、複数回に渡って、裁判や国会の聴聞会が開かれており、そこにおける彼らの証言も数多く残されている。例えば、편집부 [5.18 수사기록 14만 페이지의 증언: 월간조선 1999년 1월호 특별부록] (조선일보사, 1999年)、嚴相益『被告人閣下: 全斗煥·盧泰愚裁判傍聴記』金重明訳(文芸春秋、1997年)、等。
- 38 전두환 [전두환 회고록] 1。なお、筆者が利用した電子版にはページ番号は付されていないので、同書の引用個所にページ数を記す事は出来ない。
- 39 肅軍クーデターの展開過程については、差し当たり、조갑제 [제5공화국] (月刊朝鮮社、2005年)。
- 40 以下の整理について詳しくは、전두환 [전두환 회고록] 1、の各所を参照されたい。
- 41 国防長官の盧載鉉の公邸は、陸軍參謀總長の鄭昇和の公邸の隣に位置していた。そしてその鄭昇和の逮捕の際に勃発した隣宅での銃撃戦を、盧載鉉は「北朝鮮のゲリラの襲撃」だと誤解し、家族を連れて自宅から逃亡した。自らと家族への身の危険を恐れた彼はその後、在韓米軍基地に逃げ込む事となる。この間、連絡を絶った盧載鉉が崔圭夏に連絡を取るの、鄭昇和側と全斗煥側の戦闘がほぼ決着した翌日未明の事である。조갑제 [제5공화국]。盧載鉉自身によるこの間の経過について説明は、편집부 [5.18 수사기록] 及び、嚴相益『被告人閣下』の彼自身の証言を参照。
- 42 이희성 [계엄포고령 제10호]、민주화운동기념사업회 [민주화운동기념사업회 사료관 오픈아카이브]、<https://archives.kdemo.or.kr/main> (最終確認 2023年8月3日)。
- 43 전두환 [전두환 회고록] 1。
- 44 同上。
- 45 同上。
- 46 同上。
- 47 광주지방법원 제23민사부 [광주지방법원 2018.5.14.자 2017 카합 50489 결정 [출판및배포금지가처분신청]]、<https://lbox.kr/case/> 광주지방법원 / 2017 카합 50489 (最終確認 2023年8月4日)。
- 48 例えば、강한 [[판결] '전두환 회고록' 출판·배포 금지: 법원, 가처분 신청 인용]、『법률신문』2017年8月4日、<https://www.lawtimes.co.kr/news/120127> (最終確認 2023年8月4日)。
- 49 전두환 [전두환 회고록] 1。
- 50 事件の発生場所である光州の近くには、「尚武台」とも通称される陸軍の教育施設が行われており、その一つに戦闘兵科教育部があった。ソウルに置かれた戒厳令本部の地方支部である戒厳部もこの施設に合わせて置かれており、その長である戒厳部処長のポストを戦闘兵科教育部司令部の司令官が兼任するに至っていた。詳しくは、近刊拙著。
- 51 光州事件の鎮圧に主として当たったのは、空挺旅団であり、第3、第7、そして第11の三つの空挺旅団が当たっている。第3空挺旅団長の崔世昌、第7空挺旅団長の申佑湜、第11空挺旅団長の崔雄は全て、全斗煥が組織した軍内グループである「ハナ会」の会員であった。조갑제 [제5공화국]。
- 52 これに対して、全斗煥の光州事件における責任を追及する人々は、韓国における空挺部隊の創設当時からこれに関与し、自らもその旅団長を務めた経験のある全斗煥が、自らと「新軍部」の人脈を利用して、本来制度的に指揮権があった人々をバイパスして、現地空挺部隊を直接指揮したのだ、と主張している。この点については、편집부 [5.18 수사기록]、嚴相益『被告人閣下』、等。
- 53 最も典型的な事例は、全斗煥等が主張する北朝鮮の介入の可能性を巡る議論である。1980年5月12日、全斗煥による「日本の内閣調査室」からの諜報を受けて、國務總理の申鉉碕が北朝鮮の介入の危険性を根拠に、与野党政治家に政治闘争の中止を要請した。しかしながら、これに疑念を感じた野党新民党党首の金泳三は、アメリカ大使館を訪れてその確認作業を行い、結

果、アメリカは同様の情報を有していない旨の回答を受け、これを記者会見にて発表した。中央情報部長署理の地位にあった全斗煥は、自ら米韓合同司令部を訪問し、アメリカ軍の支持を取り付けようとしたものの、アメリカ軍は大使館と同様の見解を示し、全斗煥の主張を裏書きしなかった。조갑제 『제5 공화국』、전두환 『전두환 회고록』 1。

- 54 とはいえここで忘れてはいけないのは、政権設立当初において、クーデタや自らの体制の正統化が容易であった事が、即ち彼等の体制の安定性を意味しなかった事である。よく知られている様に、朴正熙がその暗殺迄18年間、その体制を維持したのに対し、全斗煥は1987年に民主化運動に直面し、結果、民主主義的な体制への移行を余儀なくされた。この民主化運動に対する戦略や対抗力の違いについては、別途異なる要因をも用いて説明される必要があるだろう。この点については、木村幹「第5共和国の対民主化運動戦略：全斗煥政権は何故敗れたか」、『国際協力論集』20(1)、2012年7月を参照の事。

The Self-Legitimization Logic of Coup Forces: A Case Study of the Park Chung-hee and Chun Doo-hwan Regimes

KIMURA Kan *

Abstract

The question of democracy versus authoritarian regimes has always been a topic of great interest in political science. One aspect that is often emphasized is the superiority of the former over the latter. It is argued that because democratic systems are established with popular support, they have stable legitimacy. In contrast, authoritarian regimes must explain their legitimacy on grounds other than popular support.

This problem is exacerbated in regimes established by naked physical force, since coups that seize power by undemocratic means require a logic of self-legitimation.

This does not mean, however, that authoritarian regimes always fail to justify their own legitimacy or the process by which they came to power. In some cases, self-legitimation has been successful in establishing long-term rule.

What are the factors that influence the self-legitimation logic of authoritarian regimes? In this paper, we will analyze the self-legitimation logic of two regimes that came to power through coups in South Korea during the Cold War: the Park Chung-hee regime and the Chun Doo-hwan regime. By comparing their self-legitimation logics and identifying the factors influencing them, we will show what elements play a role in post-coup self-legitimation.

Two main points stand out in this analysis. One is the concentration of power in the previous regime, and the other is the existence of multiple options in the international community. As a result, the self-legitimation struggles faced by the Park Chung-hee regime were not significant hurdles for the Chun Doo-hwan regime, and thus no complex and abstract logic had to be formed.

* Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

The elements revealed by this comparison of the two authoritarian regimes in Korea may have implications for other authoritarian regimes seeking self-legitimation.